

厚生食監発0906第1号
令和5年9月6日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

英国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「英国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成31年1月9日付け薬生食監発0109第1号（最終改正：令和4年12月23日薬生食監発1223第7号））により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、ABP SHREWSBURY（施設番号4109）から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、英国側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、当課まで連絡するようお願いします。